

# 税関前歩道橋リニューアル事業

## 実施方針（案）

令和6年7月

神 戸 市



# 目 次

1. 事業の選定に関する事項 .....	1
1.1 事業内容に関する事項 .....	1
2. 事業者の募集及び選定に関する事項 .....	9
2.1 事業者の募集及び選定の方法 .....	9
2.2 募集及び選定スケジュール .....	9
2.3 募集手続き .....	9
2.4 入札参加資格等 .....	10
2.5 事業者選定及び落札者決定に関する事項 .....	16
2.6 優先交渉権者決定後の手続き .....	17
3. 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項 .....	19
3.1 責任分担及びその考え方 .....	19
3.2 想定されるサービスの水準・仕様 .....	19
3.3 本市による事業の実施状況の確認 .....	19
4. 事業契約等の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項 .....	21
5. 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項 .....	21
6. 実施方針等に関する問い合わせ先 .....	21
6.1 情報の公表 .....	21
6.2 実施方針等に関する問い合わせ先 .....	21

# 1. 事業の選定に関する事項

## 1.1 事業内容に関する事項

### (1) 工事名称

税関前歩道橋リニューアル事業

### (2) 事業目的・概要

本事業は、三宮周辺地区とウォーターフロントエリアの分断感を解消し、回遊性を向上させるとともに都心の新たなシンボルとしてシビックプライドと都市ブランドの創出を目指すことを目的として、神戸市（以下、「本市」と言う。）が都心三宮の再整備、ウォーターフロントの再開発の動きと合わせて、三宮周辺地区と新港突堤西地区などウォーターフロントエリアをつなぐ「渡りたくなる歩道橋」をコンセプトとした架替を行うものである。

#### 1) 事業の特徴

- ・三宮駅から神戸市役所本庁舎及び東遊園地を経て、みなとのもり公園及び新港突堤西地区などのウォーターフロントエリアをつなぐ重要な場所に位置する歩道橋の架替
- ・歩道橋の形式は、コンペにより選定したデザインを重視した自定式吊構造を採用
- ・高度な設計技術、製作・架設技術を要する難易度の高い歩道橋の設計・施工
- ・阪神高速の高架橋と近接し、交通量が多い国道 2 号と税関線が交差する交差点部での施工

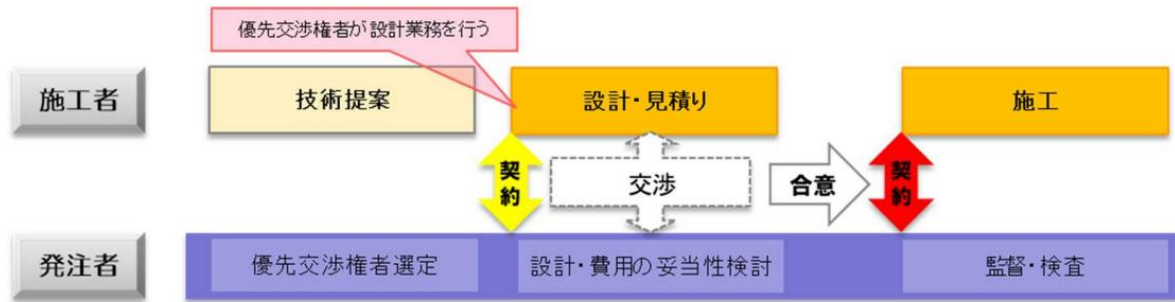
#### 2) 事業の課題とこれまでの経緯

- ・前回の工事契約において、当初計画で想定していた以上に工場製作及び施工計画が複雑となり、施工にあたっての技術的課題をクリアする必要性が生じた。
- ・設計・施工の両面から受注者と協議を行ったが、協議を継続しても施工実施に至る可能性が低く、今後の事業スケジュールを鑑み、工事契約を終了し再発注することになった。
- ・この経緯を踏まえ、本事業については施工業者が有する高度で専門的なノウハウや工法を前提とした施工計画を策定し、必要となる補足設計と施工を一体的に進める必要があり、下記の事業方式で行う。

### (3) 適用する発注方式

発注方式は本事業の特徴を鑑み、技術提案の審査・評価により実施設計の契約の相手方を選定し、実施設計の成果に基づき価格等の交渉を行い当該者と工事契約を随意契約により締結する「技術提案・交渉方式（設計交渉・施工タイプ）」方式を採用する。

（参考）国土交通省直轄工事における技術提案・交渉方式の運用ガイドライン  
（令和 2 年 1 月：国土交通省）



(出典) <https://www.mlit.go.jp/report/press/content/ECIguide202001.pdf>

#### (4) 事業目的・概要

本事業の業務内容は、以下のとおりである。

##### 1) 設計業務

- ア 鋼橋上部工 一式
- イ 鋼橋下部工 一式
- ウ 土工（北西側東遊園地アプローチ部）
- エ 旧橋撤去工 一式
- オ 建築工 一式
- カ 昇降機工 一式

##### 2) 土木工事

- ア 鋼橋上部工 一式
- イ 鋼橋下部工 一式
- ウ 土工（北西側東遊園地アプローチ部）
- エ 旧橋撤去工 一式

##### 3) 建築工事

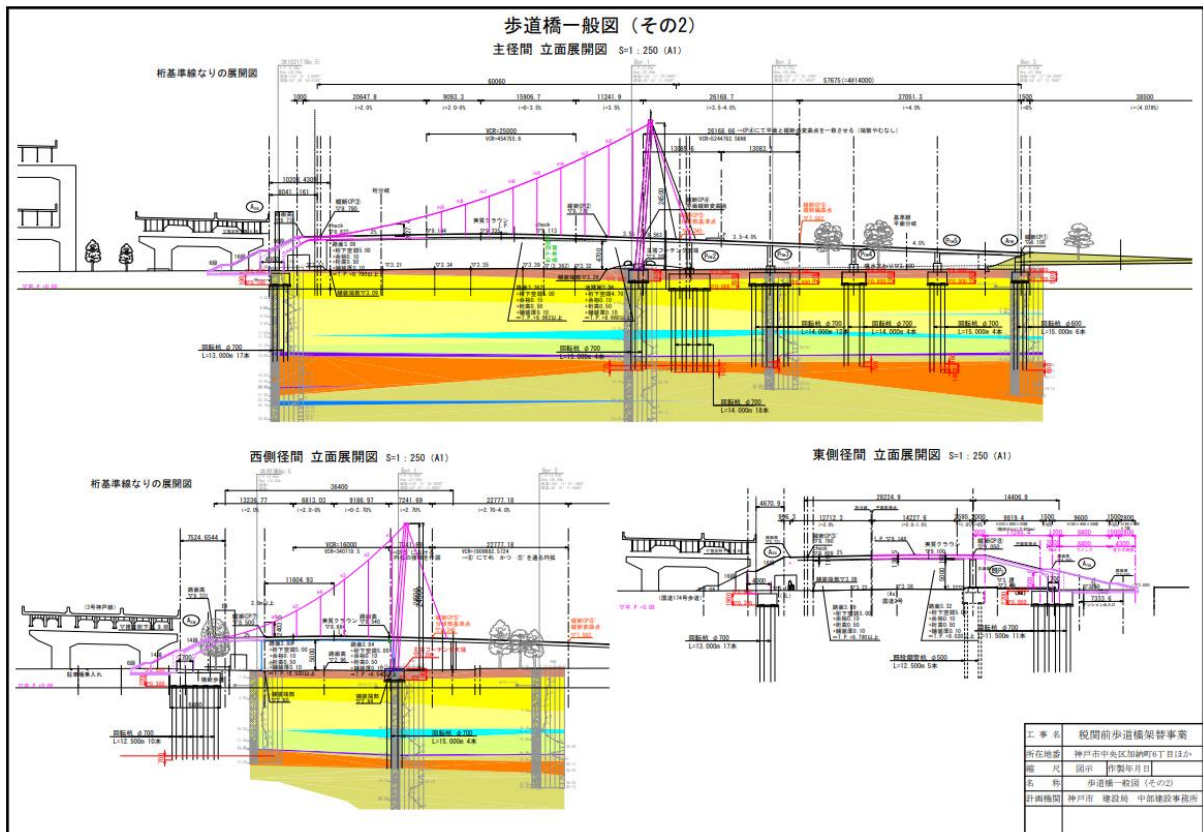
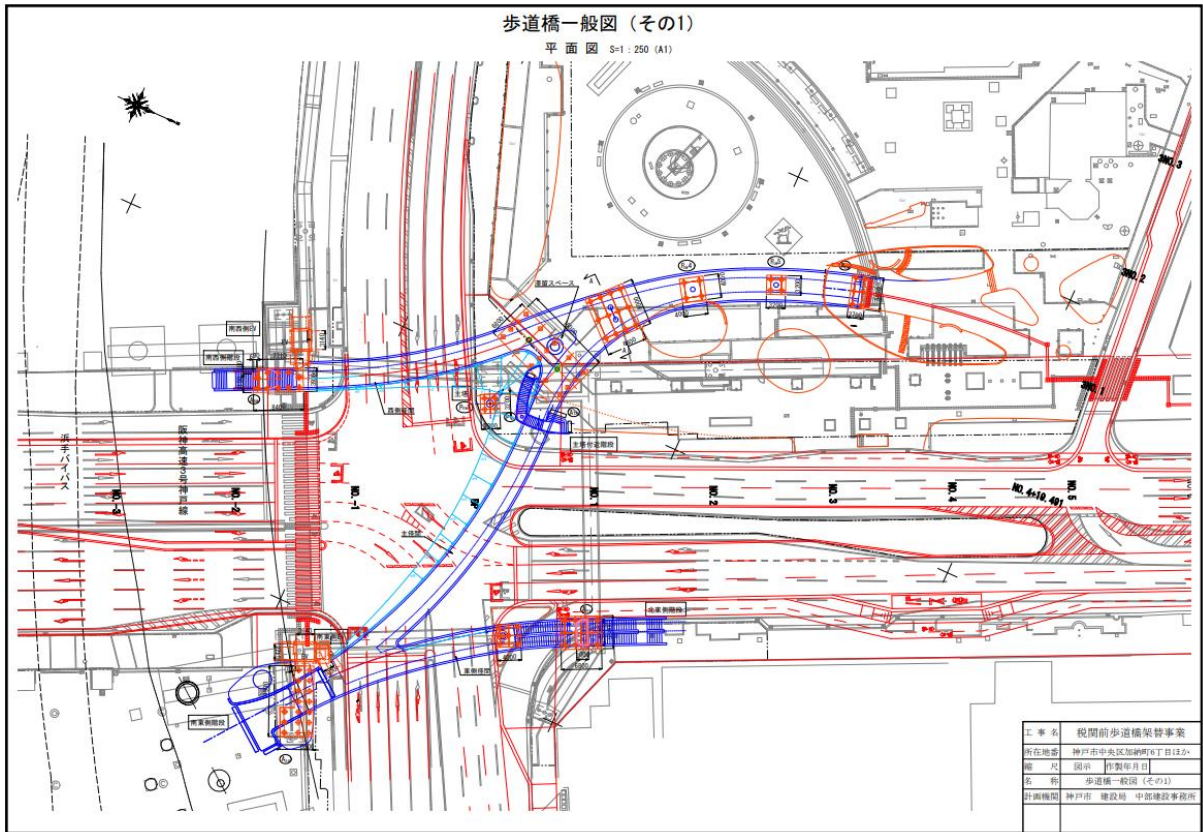
- ア 建築工 一式
- イ 昇降機工 一式※税関前歩道橋リニューアル事業に伴う建築・電気設備及び昇降機設備に係る一切の工事を行うものである。

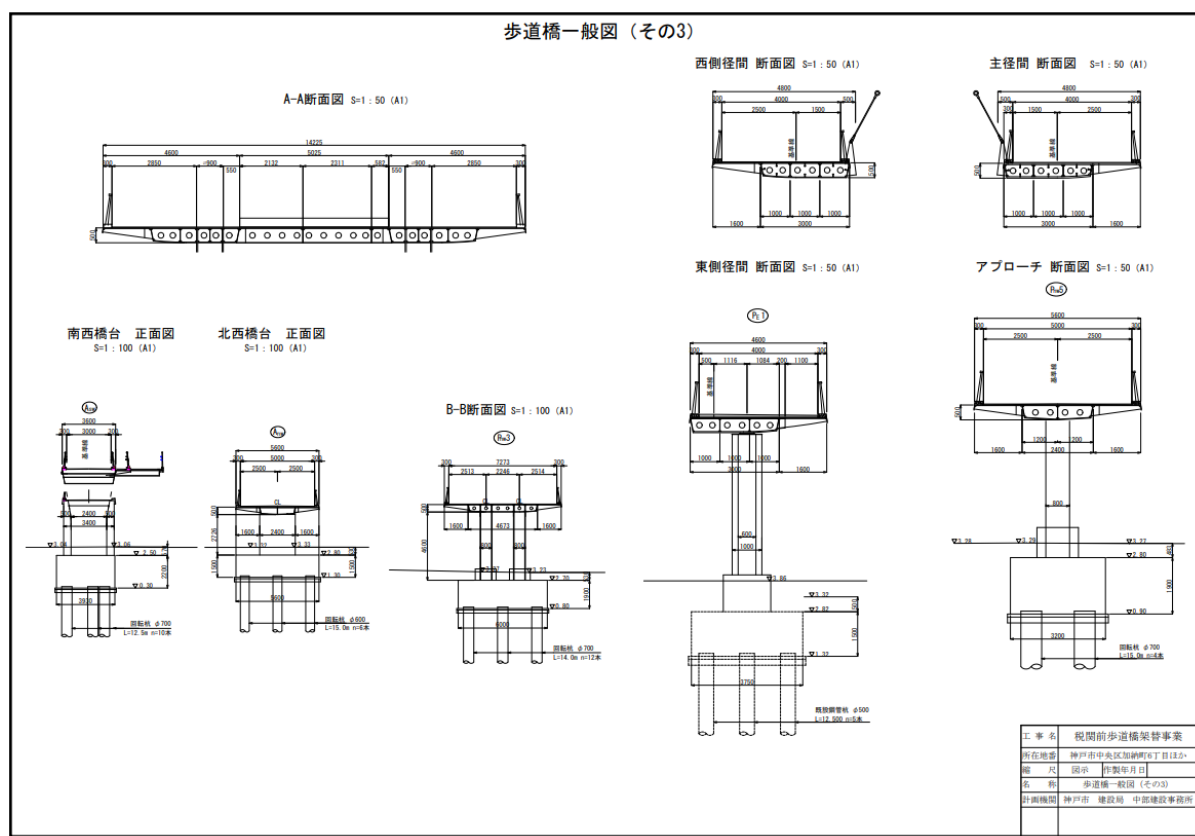
(5) 対象施設の概要

1) 施工場所

神戸市中央区加納町6丁目、新港町、浜辺通6丁目及び小野浜町

2) 税関前歩道橋一般図（既設計成果品より引用）





## (6) 基本コンセプト等

本事業では、コンペで採用された基本コンセプトおよび既設計で決定した橋梁形式等を基本とし、高度で専門的なノウハウや工法を前提とした施工計画を策定し、必要となる補足の設計と施工を一体的に行うこととする。

### 1) 既設計における基本コンセプト

#### ① 橋梁本体のデザイン

- ・人の流れに素直な動線を描く平面線形とし、それを実現する合理性に優れた構造形式
- ・アイストップとなり、町の眺めも確保できる、配置も工夫したケーブル構造
- ・高いバリアフリー性能と軽やかな印象を生み出す薄い桁

#### ② 橋梁空間のデザイン

- ・手触りの良い高欄、暖かみのある舗装などで、神戸の街並みを佇み眺めたくなる、居心地の良い空間
- ・歩行面を照らす灯りで、安全で歩きやすく、昼間とは異なる印象を生み出す歩道照明
- ・橋上のテラスなど、風景を楽しみながら腰を降ろせる空間

#### ③ 橋梁周辺のデザイン

- ・利用者の進行方向に合わせた昇降路により、街路から自然と足の向く道を演出
- ・東遊園地をうまく取り込むアプローチや、公園と街路を一体化する明るい桁下空間により緑を活かした気持ちの良い周辺空間



#### ④ 施工性や維持管理に優れたデザイン

- ・ 既設歩道橋の撤去工程を踏まえ、スムーズな施工と無駄な仮設構造物のない橋梁計画
- ・ 周辺樹木をできる限り保存し、国道 2 号および税関線への影響を最小限に抑える架設・施工方法
- ・ 支承や伸縮装置を最小限とする構造、防水に優れた橋面、塗装の劣化を防ぐ構造ディテールなど、維持管理のしやすいデザイン

## 2) 既設計の検討概要

### ① 構造検討

構造検討は、構造特性、施工性、経済性、維持管理などを踏まえて、構造形式の設定を行うとともに、概略計算を実施して、実現可能な構造であることの検証を行った。

具体的には、主塔、主桁や下部構造について、主要部材の断面検討を実施し、基本スケルトンの決定を行うとともに、地盤条件および施工条件を踏まえて、最適な基礎工形式の選定を行った。

### ② 昇降施設 (EV) 検討

昇降施設 (EV) について、設置位置、性能などの設計条件を整理し、関係機関協議を実施して建築仕様とすることを設定したうえで、意匠検討を行った。

### ③ 撤去計画検討

既設歩道橋の撤去方法について、交差点部の制約条件を踏まえて、最適な撤去工法の選定を行うとともに、施工計画、撤去工程作成を行った。

結論として、みなとのもり公園を施工ヤードとして利用することで、国道 2 号および税関線の交通規制 (夜間 22:00~6:00 まで通行止め) を最小限にすることが可能な多軸台車によるブロック撤去工法を選定した。

なお、施工時の歩行者動線を確保する目的で、段階的に撤去することとした。

### ④ 施工計画検討

公園等周辺施設、国道 2 号、阪神高速道路等への影響を踏まえて、施工方法の検討、資材・部材の搬入計画、既設歩道橋撤去計画を立案し、計画工程表および施工ステップ図の作成を行った。

結論として、交差点上は、撤去同様にみなとのもり公園を施工ヤードとして利用することで、国道 2 号および税関線の交通規制 (夜間 22:00~6:00 まで通行止め) を最小限にすることが可能な多軸台車によるブロック架設工法を選定し、鋼殻部分架設後に吊り材を定着させたうえで、コンクリート充填を図ることとした。

なお、施工時の歩行者動線を確保する目的で、段階的に新設することとした。

また、東遊園地内は施工ヤードとして利用が可能なため、支保工架設による場所打ち工法とした。

### ⑤ 既設計の閲覧

既設計成果の閲覧手続きについては 7. に示す。

### 3) 本事業における補足設計の概要

#### ① 基本的な考え方

既設計の考え方を踏襲する。

#### ② 構造変更

工場製作や架設工法などの施工計画の検討に伴い、必要に応じて構造変更を認める。

- ・ 下部構造に支障する地下埋設物の移設は既に完了しており、また、杭の材料も一定数調達済みであるため、既設計から下部構造の大きさや杭の材料の仕様が変わる変更は特段の理由がない限り認めない。
- ・ 既設計から上部構造の変更が生じる場合は、その必要性を整理した上で認める。
- ・ 神戸市バリアフリー道路整備マニュアル（第 3 章立体横断施設）を踏まえた構造とすること。
- ・ 点検や補修のしやすさ等の維持管理に配慮した構造とすること。

#### ③ 撤去計画

既設計の考え方に対して、工期短縮やコスト低減が図れる最適な工法を検討すること。

#### ④ その他

- ・ 歩道橋北西側東遊園地のアプローチ部（土工部）については、東遊園地再整備工事と整合を図った設計を行うこと。
- ・ 工事期間中の国道 2 号の歩行者横断ルートについては、必ず東西のどちらかで国道 2 号を立体横断するルートを確保した施工計画とすること。

### 4) その他条件

#### ① 周辺工事との調整について

本工事の近傍では、同時期に「東遊園地再整備工事」、「税関線及び市役所 2 号館周辺道路改良工事」等が行われる予定である。

また、都心三宮再整備事業の進展に伴い、三宮駅周辺で交通規制を伴う工事が実施される予定である。施工にあたっては、当該工事との調整を綿密に行うこと。

#### ② 兵庫県公安委員会との協議について

本工事の施工に伴う通行止め等の交通規制については、兵庫県公安委員会と協議を行う必要がある。

#### ③ 道路管理者との協議について

国道 2 号及び阪神高速道路に係る設計・施工協議や交通規制等については、管理者である国土交通省兵庫国道事務所及び阪神高速道路株式会社と協議を行う必要がある。

#### ④ 施工ヤードについて

本工事の施工ヤードはみなとのもり公園北西部を予定しており、関係機関と協議中である。なお、施工ヤードの整備に要する費用は設計変更の対象とする。

#### ⑤ 既存パークセンターの撤去について

みなとのもり公園内にあるパークセンターの撤去は、令和 7 年度に別工事にて解体を予定している。

**(7) 事業期間**

**1) 設計業務**

設計期間は、設計業務委託契約の締結日の翌日から令和8年2月28日までを予定する。

**2) 工事**

工事の完了は、令和11年3月31日を予定しているが、設計業務成果を踏まえ受発注者間で協議の上、決定する。

**(8) 事業費に係る参考額**

本市は、設計業務、並びに土木工事、建築工事、昇降設備工事の施工に関して、費用を負担する。なお、事業費の参考額は募集要項に記載する。

**(9) 遵守すべき法令等**

事業者は、本事業を実施するに当たり必要とされる関係法令（関連する施行令、規則、条例等を含む。）等を遵守すること。

なお、遵守すべき関係法令等は、公告時に公表する要求水準書（案）に示す。

## 2. 事業者の募集及び選定に関する事項

### 2.1 事業者の募集及び選定の方法

本市は、本事業への参画を希望する事業者を広く募集し、事業の透明性及び公平性の確保に配慮した上で事業者を選定する。

本事業は、公共工事の品質確保の促進に関する法律（以下、「品確法」という。）第 18 条に規定する「技術提案の審査及び価格等の交渉による方式」（以下、「技術提案・交渉方式」という。）に基づき、設計及び施工を行うものであり、優先交渉権者として選定された者と価格等の交渉を実施し、交渉が成立した場合に施工に係る各種契約を締結する。

なお、本事業は平成 6 年 4 月 15 日にマラケシュで作成された政府調達に関する協定（WTO 政府調達協定）の対象であり、入札手続きには、「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」（平成 7 年政令第 372 号）を適用する。

### 2.2 募集及び選定スケジュール

本事業に関する主要なスケジュールは、おおむね次のとおり予定している。変更がある場合は、随時公開する。

2024 年 7 月 19 日（金）	実施方針（案）の公表
2024 年 7 月 29 日（月）	実施方針（案）に関する質問・意見の受付期限
2024 年 8 月 5 日（月）	実施方針（案）に関する質問回答の公表
2024 年 9 月上旬	募集要項等の公表
2024 年 10 月上旬	参加資格審査の書類受付
2024 年 10 月中旬	審査結果の通知
2024 年 11 月下旬	技術提案書の提出
2025 年 2 月	優先交渉権者の決定及び公表
2025 年 3 月	基本協定及び設計業務委託契約の締結
2026 年 2 月	価格等の交渉
2026 年 6 月	工事請負の仮契約
2026 年 9 月	工事請負の本契約

### 2.3 募集手続き

#### (1) 実施方針（案）に関する質問・意見の受付

実施方針（案）に関する質問・意見を以下の要領で受け付ける。第 6.2 に示す提出先に添付資料 1 の税関前歩道橋リニューアル事業の「実施方針（案）に関する質問・意見書」をダウンロードの上、質問等の内容を簡潔に記載し、電子メールで期間内に提出すること。

また、メールの不受理を防止するため、質問者の負担により開封確認機能を有するメールソフトにて「開封確認機能」を付与することを原則とする。ただし、この対応が困難な場合は、電子メール送信後、提出先に電話で到着確認を行うこと。

なお、質問等は電子メールのみで受け付けるので留意すること。

**(2) 実施方針（案）に関する質問・意見書の提出先**

第 6.2 に示すとおり。

**(3) 実施方針（案）に関する質問・意見書の提出期限**

令和 6 年 7 月 29 日（月）17 時 00 分まで

**(4) 実施方針（案）に関する質問・意見への回答**

質問書に対する回答は、以下に示す時期までに本市のホームページにおいて公表する。

公表時期：令和 6 年 8 月 5 日（月）

**(5) 募集要項等の公表**

令和 6 年 9 月上旬に本市のホームページで募集要項等を公表する。

公募開始の後、内容等に関する質疑応答を行う期間を設ける。質疑応答の方法については、募集要項等において提示する。

**(6) 参加表明書等の受付及び資格審査結果の通知**

本工事の手続きに参加する者（以下、「応募者」と言う。）に、本工事に関する参加表明書及び資格審査に必要な書類の提出を求める。資格審査の結果は、応募者に通知する。なお、参加表明書等の提出時期、提出方法、資格審査に必要な書類の詳細については、募集要項等において提示する。

なお、競争参加資格を有すると認められた者に対して、技術提案の作成にあたり必要な条件等を示す既設計成果等（CD-R 等）を第 6.2 に示す問い合わせ先において配布する。

**(7) 提案書類の受付**

参加表明書を提出した者のうち、競争参加資格を有すると認められた者に対して、募集要項等に基づき提案書類の提出を求める。

なお、提案書類の提出の時期、提出の方法、提案に必要な書類の詳細等については、募集要項等において提示する。

## 2.4 入札参加資格等

**(1) 応募者の構成**

①応募者は、以下の役割を果たす企業から構成すること（乙型 JV）。ただし、1 社が複数の役割を果たすことを妨げるものではない。

ア 本事業の設計を行う企業

イ 本事業の施工を行う企業

②応募者を構成する企業数は、基本的に制限を設けない。

③応募者は、代表となる企業（以下、「代表企業」という。）を定めるものとし、当該代表企

業が本事業に係る応募手続きを行うこと。なお、単独企業の場合は、当該企業が本事業に係る応募手続きを行うこと。

- ④応募者は、本事業の施工を行う企業から代表企業を定めること。また、代表企業は本市との各種協議及び価格交渉並びに契約締結等の一切の窓口を担い、調整を行うこと。
- ⑤応募者は、一次審査等の書類の提出時に、各企業が本事業の遂行上果たす役割等を明らかにすること。なお、代表企業をはじめ、各種役割を担う企業（以下、「構成企業」という。）の変更は認めない。ただし、特段の事情があると本市が認めた場合には、この限りではない。
- ⑥応募者を構成する構成企業のいずれかが、他の応募者の構成企業となることはできない。
- ⑦同一応募者が複数の提案を行うことは認めない。
- ⑧応募者を構成する企業のいずれかと資本関係又は人的関係のある者が、他の応募者を構成する企業でないこと。「資本関係又は人的関係のある者」とは次のア又はイのいずれかに該当する者をいう。

#### ア 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（会社法第2条第3号及び会社法施行規則第3条による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。

（ア） 親会社（会社法第2条第4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

（イ） 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

#### イ 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、（ア）については、会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。

（ア） 一方の会社の代表権を有する者（個人商店の場合は代表者。以下同じ。）が、他方の会社の代表権を有する者を現に兼ねている場合

（イ） 一方の会社の代表権を有する者が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

## (2) 応募者の参加要件

応募者の主要な参加資格要件は、以下のとおりである。詳細は、公告時の募集要項等にて示す。

- ①地方自治法施行令（昭和22年政令第16条）第167号の4の規定に該当しない者であること。
- ②代表企業及び構成企業は、以下の条件を満たすこと。
  - ア 令和6・7年度神戸市競争入札参加資格を有すること（規則第3条の2第1項又は第27条の4項1項に読み替えて適用する規則第3条の2第1項に規定する認定を受けていること。）。

- ③応募参加資格の審査の申請の受付期間の最終日から優先交渉権者の選定の日までの間に、神戸市指名停止基準要綱（平成 6 年 6 月 15 日市長決定）に基づく指名停止を受けていないこと。
- ④応募参加資格の審査の申請の受付期間の最終日から優先交渉権者の選定の日までの間に、経営状況が窮境にある者（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定に基づく更生手続開始の決定がされている者、民事再生法（平成 11 年法律第 25 号）の規定に基づく再生計画認可の決定がされている者を除く。）でないこと。
- ⑤ 応募者の構成企業のいずれかが、本市が本事業のアドバイザー業務「税関前歩道橋架替事業 設計・施工計画技術監理業務」を委託している者及び当該アドバイザー業務において提携関係にある者、又はこれらの者との資本面若しくは人事面において関連がないものであること。なお、本事業に係るアドバイザー業務に関与した者は、次のとおりである。
- ・株式会社建設技術研究所

### (3) 各業務における入札参加資格要件

#### 1) 設計業務を実施する企業

##### a) 設計を自ら行う予定の場合

###### ① 土木工事を担当する構成企業の要件

「2) 施工を実施する企業」に示す土木工事を担当する構成企業は、以下のすべての条件を満たすこと。

ア 以下の（ア）から（ウ）のいずれかを満たす、設計に係る管理技術者及び照査技術者（以下、「設計技術者」という。）を配置できること。管理技術者又は照査技術者を兼務することはできない。

なお、現場代理人、主任技術者（監理技術者）は、管理技術者又は照査技術者を兼務することができる。

（ア）技術士（建設部門（分野：鋼構造及びコンクリート））又は総合技術監理部門（建設部門）の資格を有する者であること。

（イ）RCCM（鋼構造及びコンクリート部門）の資格を有する者であること。

（ウ）外国資格を有する技術者（わが国及びWTO政府調達協定締約国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。）で、（ア）又は（イ）相当との国土交通大臣認定等を受けている者であること。

イ 平成 11 年度以降に、ケーブルにより桁を支持する橋梁形式（吊橋・斜張橋等）で橋長 30m 以上の橋梁実施設計業務の履行実績（設計が含まれる工事の施工実績も可とする）があること。

###### ② 建築工事を担当する構成企業の要件

「2) 施工を実施する企業」に示す建築工事を担当する構成企業は、自社の一級建築士の資格を有する者を当該設計に配置できること。

##### b) 設計を設計受託者に委託する予定の場合

###### ① 土木工事を担当する構成企業の要件

「2) 施工を実施する企業」に示す土木工事を担当する構成企業が、以下の（ア）から（ウ）のいずれかを満たす、設計技術者を当該設計に配置できること。なお、この場合において、現場代理人又は主任技術者（監理技術者）は、管理技術者と照査技術者を兼務することができる。

（ア）技術士（建設部門（分野：鋼構造及びコンクリート））又は総合技術監理部門（建設部門）の資格を有する者であること。

（イ）RCCM（鋼構造及びコンクリート部門）の資格を有する者であること。

（ウ）外国資格を有する技術者（わが国及びWTO政府調達協定締約国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。）で、（ア）又は（イ）相当との国土交通大臣認定等を受けている者であること。



## ② 建築工事を担当する構成企業の要件

「2) 施工を実施する企業」に示す建築工事を担当する構成企業は、自社の一級建築士の資格を有する者を当該設計に配置できること。

## ③ 委託先の設計受託者の要件

委託先の設計受託者は、以下のすべての条件を満たすこと。

ア 神戸市工事請負入札参加資格又は神戸市物品等入札参加資格を有すること（規則第3条の2第1項又は第27条の4項1項に読み替えて適用する規則第3条の2第1項に規定する認定を受けていること。）。

イ 以下の（ア）から（ウ）のいずれかを満たす、技術者を配置できること。

（ア）技術士（建設部門（分野：鋼構造及びコンクリート）又は総合技術監理部門（建設部門））の資格を有する者であること。

（イ）RCCM（鋼構造及びコンクリート部門）の資格を有する者であること。

（ウ）外国資格を有する技術者（わが国及びWTO政府調達協定締約国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。）で、（ア）又は（イ）相当との国土交通大臣認定等を受けている者であること。

ウ 平成11年度以降に、ケーブルにより桁を支持する橋梁形式（吊橋・斜張橋等）で橋長30m以上の橋梁実施設計業務があること。

## c) 本工事に関する設計を構成企業（建設コンサルタント）が行う場合

当該企業は、以下のすべての条件を満たすこと。

ア 神戸市工事請負入札参加資格又は神戸市物品等入札参加資格を有すること（規則第3条の2第1項又は第27条の4項1項に読み替えて適用する規則第3条の2第1項に規定する認定を受けていること。）。

イ 以下の（ア）から（ウ）のいずれかを満たす、設計技術者を配置できること。なお、管理技術者と照査技術者を兼務することはできない。

（ア）技術士（建設部門（分野：鋼構造及びコンクリート）又は総合技術監理部門（建設部門））の資格を有する者であること。

（イ）RCCM（鋼構造及びコンクリート部門）の資格を有する者であること。

（ウ）外国資格を有する技術者（わが国及びWTO政府調達協定締約国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。）で、（ア）又は（イ）相当との国土交通大臣認定等を受けている者であること。

ウ 平成11年度以降に、ケーブルにより桁を支持する橋梁形式（吊橋・斜張橋等）で橋長30m以上の橋梁実施設計業務の履行実績があること。

エ 建築担当技術者として、一級建築士の資格を有する者を当該設計に配置すること。

## 2) 施工を実施する企業

応募者を構成する企業のうち、施工を実施する者は、以下の要件を満たさなければならない。

**a) 共通**

- ア 土木工事、建築工事の各工事において、当該工事期間中に主任技術者又は監理技術者を本工事に配置すること。
- イ 神戸市工事請負入札参加資格を有すること（規則第3条の2第1項又は第27条の4項1項に読み替えて適用する規則第3条の2第1項に規定する認定を受けていること）。

**b) 土木工事**

- ア 鋼構造物工事業に係る特定建設業の許可，土木工事業に係る特定建設業の許可又はとび・土工工事業に係る特定建設業の許可を受けた者であること。  
ただし、構成員のうち1社以上は土木工事業に係る特定建設業の許可又はとび・土工工事業に係る特定建設業の許可を有する者であること。
- イ 建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23第1項に定める経営事項審査（以下「経審」という。）の総合評定値通知書（本件工事の入札参加資格確認申請の日前で有効かつ最新のものとする。以下同じ。）における総合評定値が、以下のいずれかを満足すること。
  - ・鋼構造物工事業に係る建設業の許可の場合： 総合評定値が1500点以上
  - ・土木工事業に係る建設業の許可の場合： 総合評定値が1000点以上
  - ・とび・土工工事業に係る建設業の許可の場合： 総合評定値が1000点以上ただし、入札参加資格の審査の申請の受付期間の最終日において、審査基準日から1年7月を経過していないものに限る。
- ウ ケーブルにより桁を支持する橋梁形式（吊橋・斜張橋等）で橋長30m以上の橋梁製作及び架設工事を元請として、平成11年度以降に完成させた施工実績があること。

**c) 建築工事**

- ア 建築工事業に係る特定建設業の許可を受けた者であること。

**(4) 参加資格の確認**

参加資格確認基準日は、参加資格確認申請書の提出期限の最終日とする。

## 2.5 事業者選定及び落札者決定に関する事項

### (1) 事業者選定委員会の設置

本事業の実施にあたり、事業者の選定を公平かつ適正に実施することを目的として、本事業に係る事業者選定委員会を設置し、学識経験を有する者を含む委員に意見聴取や事業者選定に関わる審議を行う。事業者選定委員会の委員への問合せや働きかけは禁止とし、事業者選定委員会の公平性を損なう行為をしたものは失格とする。

### (2) 優先交渉権者の選定方法

優先交渉権者の選定方法としては、参加表明書に基づき参加資格が認められた者に対して提案書類の提出を求め、これらの者の中から優先交渉権者を選定する。

#### 1) 競争参加資格の審査

本市は、応募者から提出された参加表明書及び資格審査に必要な書類等により、技術的能力の審査を実施する。審査の結果、本書で示す審査基準（競争参加資格要件）を満たしていない者には、競争参加資格を認めないものとする。

なお、一次審査の結果は、応募者に通知する。

#### 2) 技術提案の評価

競争参加資格の審査により競争参加資格が認められた者を対象として、提案書類の提出を求め技術提案に関する評価を行う。

#### 3) 優先交渉権者の選定技術提案の審査・評価

各応募者から提出された技術提案書を基に採点を行う。

なお、技術審査においては、品確法第 18 条の規定により、事業者選定委員会において技術審査に対する意見を聴取した上で、優先交渉権者を選定する。

### (3) 審査結果の公表

本市は、優先交渉権者の選定結果を本市のホームページで公表する。

### (4) 提出書類の取扱い・著作権等

#### 1) 著作権

技術提案書の著作権は、応募者に帰属するが、本工事の実施にあたって本市が必要と認めるときは、本市は提案書の全部又は一部を無償で使用できる。

なお、提出を受けた書類は返却しない。

## 2) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利となっている工事材料、施工方法等を使用したことに起因する責任は、提案を行った応募者が負う。

## 3) 使用する言語

本事業において使用する言語は、日本語とする。

## 4) 費用負担

応募申込みに係る経費は、応募者の負担とする。

## 2.6 優先交渉権者決定後の手続き

### (1) 優先交渉権者の選定と通知

二次審査は、一次審査通過者のうち、技術提案書を提出した応募者の中から、技術評価点が最上位である応募者を優先交渉権者として選定する。優先交渉権者として選定した応募者には、書面により通知する。

また、優先交渉権者に選定されなかった応募者のうち、審査基準を満たす者に対しては、交渉権者として選定された旨及び順位を書面により通知する。

### (2) 基本協定の締結

優先交渉権者は、優先交渉権者決定後速やかに、公告時に示す基本協定書（案）に基づき、本市と基本協定を締結しなければならない。

### (3) 設計業務委託契約の締結

優先交渉権者は、優先交渉権者決定後速やかに、基本協定書に基づき、本事業の設計に関し、本市と設計業務委託契約を締結しなければならない。

### (4) 設計及び価格協議

応募者の技術提案に基づく設計内容及び見積額と参考額の乖離をなくすことを目的として、優先交渉権者と本市は、設計内容及び価格について、適宜協議を行う。

### (5) 価格交渉

前項の設計及び価格協議を経て、本市と優先交渉権者は、価格交渉を行う。

優先交渉権者との交渉が成立した場合は、それ以外の交渉権者に対して非特定となった旨とその理由を書面により通知する。

なお、価格等の交渉を経ても、参考額又は予定事業規模と見積額の乖離が残り、その内容の妥当性や必要性が認められない場合は、交渉を不成立とし、優先交渉権者を契約の相手方としない。この場合、技術評価点の次順位の交渉権者に対して、優先交渉権者となった旨を通知した上で、技術提案を反映した設計を改めて実施するものとする。

**(6) 工事請負契約の締結**

優先交渉権者は、基本契約締結後速やかに、基本契約に基づき、本事業の施工に係る工事請負契約を本市と締結しなければならない。

### 3. 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

#### 3.1 責任分担及びその考え方

本事業における責任分担の考え方は、本市及び事業者が適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指すものであり、設計及び施工の責任は、事業者が担う範囲において、原則として事業者が責任を負う。

ただし、本市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、本市が責任を負うこととする。

#### 3.2 想定されるサービスの水準・仕様

優先交渉権者は、要求水準書等に定める要件及び技術提案書に示した内容等を基に、本事業に係る前提条件を本市と協議した上で、設計及び施工業務を行うこと。

なお、要求水準書等とは、公告等で公表した本事業に係る、実施方針、要求水準書、様式集、質疑回答、募集要項、各種契約書（案）等の一切を指す。

#### 3.3 本市による事業の実施状況の確認

本市は、優先交渉権者又は事業者による設計及び施工業務が要求水準書等に定める要件及び技術提案書に示した内容等を満たしていることを確認するために、設計業務委託契約及び工事請負契約に基づき、設計・施工に係る業務の監督を行う。

##### 1) 設計時

本市は、優先交渉権者によって行われた設計の内容確認を行い、要求水準並びに技術提案に示した内容に適合しない場合には、優先交渉権者に改善を求めることができ、優先交渉権者は自らの負担により、これに応じなければならない。

##### 2) 施工時

事業者は、定期的に本市から施工状況等の確認を受けること。

また、本市が要請した時、事業者は、施工状況等の事前説明及び事後報告を行うとともに、本市はいつでも工事現場での施工状況等の確認を行うことができる。本市は、その内容について、本市の要求した性能に適合するものであるか否かについて確認を行い、要求した性能に適合しない場合には事業者に改善を求めることができ、事業者は自らの負担により、これに応じなければならない。

##### 3) 工事完成、引渡時

本市は、工事目的物の引渡しを受ける前に、要求水準書等及び補足設計で定めた仕様及び性能並びに前提条件書等に適合しているかを否かについて検査を行う。検査の結果、こ

れらを満たしていない場合は、事業者に補修又は改造を求めることができ、事業者は自らの負担により、これに応じなければならない。

## 4. 事業契約等の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

各種契約等の解釈について疑義が生じた場合、本市と優先交渉権者又は事業者は、誠意をもって協議の上、その解決を図るものとする。協議が整わない場合は、契約に規定する具体的措置に従う。また、契約に関する紛争については、神戸地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

## 5. 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

本事業の継続が困難となる事由が発生した場合は、各種契約に定める事由ごとに、本市又は優先交渉権者又は事業者の責任に応じて、必要な修復その他の措置を講じるものとする。

## 6. 実施方針等に関する問い合わせ先

### 6.1 情報の公表

今後の公表資料等については、原則として、本市のホームページにおいて公表する。

### 6.2 実施方針等に関する問い合わせ先

神戸市 建設局 道路計画課

住 所：〒650-8570 神戸市中央区加納町 6 丁目 5 番 1 号

電 話：078-322-5913

E-mail：[zeikanmae@office.city.kobe.lg.jp](mailto:zeikanmae@office.city.kobe.lg.jp)

市ホームページ：<http://www.city.kobe.lg.jp/a83166/zeikanmaehodokyo.html>

## 7. 既設計成果の閲覧に関する事項

既設計成果の閲覧を希望する場合は、下記アプリ必要事項を入力の上、閲覧希望日の5営業日前までに申し込みすること。受付を行った閲覧申請は、日程調整の上、入力いただいたメールアドレス宛に回答する。

- ・閲覧場所：市役所 4 号館
- ・閲覧期間：令和 6 年 8 月 1 日～9 月 30 日（平日に限ります）
- ・閲覧可能要件：神戸市工事請負入札参加資格又は神戸市物品等入札参加資格を有すること。
- ・備考：既設計成果に関する質問は一切受け付けない。

閲覧担当：神戸市 建設局 道路管理課

申し込みフォームはこちらから：

<https://kobecity.form.kintoneapp.com/public/2a91a9041e0bc96da14e6f2686c6cf85a93c331ef73af8351ec6efdaf810b592>



申し込み用QRコード：

